

国立大学法人東北大学

総長 大野 英男 殿

国立大学法人東北大学職員組合

執行委員長 片山 知史

団体交渉の申入れ

下記の通り団体交渉を申し入れます。本交渉は、2017年12月25日～2019年7月10日まで継続して行なわれてきた事項及び新たな事項での交渉です。総長の出席を強く要求いたします。

記

1. 交渉事項

[1] 2017年12月25日～2019年7月10日団体交渉の継続事項

1. 有期雇用職員の無期化について（限定正職員の採用状況等を含む）

(1) 目的限定職員の雇用継続について

- 1) 「目的満了による解雇」後の雇用に係る「あっせん」をすること
- 2) 目的限定職員の解雇の問題について

(2) その他

2. 大学と組合の確認書（2016年（平成28年）2月18日付け）について

[2] 准職員・時間雇用職員等の待遇改善について

1. 時間雇用職員へのボーナス支給について

- ・ 時間雇用職員全員（准職員でボーナスが支給されていない人も含む。）にボーナスを支給するため、大学として各部局に対して一定の財源を交付すること。

2. 働き方改革関連法の「同一労働・同一賃金」の施行について

[3] 新たな承継卒年俸制について

2. 日時 下記の優先順位で提案いたします。2時間の確保を求めます。なお、下記日程中、9月17日については労働協約で定められている期間内にはありませんが、これも含めてご検討いただけるようお願いいたします。

- ・ 9月17日（火）午後5時以降
- ・ 9月26日（木）午前
- ・ 9月17日（火）午前（11時まで）
- ・ 9月24日（火）午前

3. 事前交渉にかかる資料要求

上記1 [2] 2について、本学の現状を踏まえた交渉をするため、事前交渉で下記資料を提供するよう要求します。

- 1) 本学の正規職員と、准職員等の待遇には現にどのような格差があるか。
- 2) また、本学は、その差をどのように是正・縮小するのか。

以上